

2025 年 10 月 1 日

お客さま各位

仙北信用組合

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応について

平素は、仙北信用組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当組合では、政府・産業界・金融界が一丸となって取組んでおります 2026 年度末までの「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記のとおり取扱いを実施いたしますので、お知らせします。

お客さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

(1) 2027 年 4 月以降を支払期日とする手形・小切手の代金取立受付停止

- ・ 2027 年 4 月以降を支払期日とする手形や小切手（先日付小切手、手形割引含む）の期日管理を伴う代金取立の受付を停止します。

(2) 手形用紙・小切手用紙の発行受付終了

- ・ 2026 年 3 月 31 日（火）をもって、手形用紙・小切手用紙の発行受付を終了します。

※小切手に代わる支払手段として、当座預金からの現金の支払や振替を可能とするため「当座預金払戻請求書」の新設を予定しております。取扱開始時期については、改めてお知らせします。

(3) 自己宛小切手の廃止

- ・ 2026 年 3 月 31 日（火）をもって、自己宛小切手を廃止とします。

2. 実施日

2026 年 4 月 1 日（水）

3. 電子的な決済手段への移行について

手形・小切手をご利用のお客さまは、手形・小切手に代わる決済手段として、「電子記録債権（でんさい）」のご利用や「インターネットバンキング」による振込への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以 上